

4章 | 家族と地域が支えあう元気なまち

家族・地域・人の絆のもと、すべての市民が主人公として充実した生涯を送ることができる「家族と地域が支えあう元気なまち」を目指します。

1節 | 家族や地域を支える絆づくり

1項 家族・地域の絆づくりの推進

「家族と地域は」

【現状分析】

ライフスタイルや価値観の多様化、少子高齢化の進行などにより、家族のコミュニケーションが不足したり、地域における住民同士の交流や日常的な協力などのつながりが希薄になる傾向にあります。

【目指すべき将来】

家族や地域を礎とした人と人との強い絆のもと、支えあい助けあう社会の形成を目指します。

【対応】

人と人との「信頼」「親愛」「思いやり」の心を市民一人ひとりがはぐみ、家族から地域へ、地域から社会へ、さらには次の世代へと伝え広げていくよう、絆づくりの気運を醸成します。

2項 男女共生社会の確立

「男女共生は」

【現状分析】

これまでの取組や法制度の整備により、男女共生についての意識や理解は年々高まっていますが、いまだ偏見や性差別により一人ひとりの選択を制約する社会通念や慣習が残っています。

【目指すべき将来】

誰もが互いを認めあい、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる男女共生社会^{※39}の形成を目指します。

【対応】

家庭や学校、職場、地域など、生活のあらゆる場面において、男女共生の理解が根つき、行動へとつなげるための取組を推進します。



※ 39 男女共生社会

秋田市男女共生社会に関する懇話会(平成3年設置、14年秋田市男女共生推進会議に改称)の提言を受け、本市が継続して使用している表現。国がとнаえている男女共同参画社会よりも広い概念として、男女という性別だけではなく、年齢、職業、身体状況、国籍などにかかわらず、誰もが互いの人権を認めあい、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮することができる社会と定義している。

2節 | 地域福祉の充実

1項 地域福祉の推進

「地域福祉は」

【現状分析】

人口減少や少子高齢化の進行に伴って、家庭の扶養能力や地域の相互扶助力が低下しており、市民の福祉ニーズがますます増加、多様化していくことが見込まれています。

【目指すべき将来】

行政・地域・市民それぞれの役割分担による支えあい、助けあいのもと、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って健康に暮らせるまちを目指します。

【対応】

公的な福祉サービスの充実をはかりつつ、社会福祉協議会※40や民生児童委員協議会※41が行う見守りや声かけ、ボランティアによる福祉サービスの提供など、多様な主体による地域福祉活動を促進します。



2項 児童福祉・子育て支援の充実

「児童福祉・子育て支援は」

【現状分析】

社会全体を取り巻く状況の変化に伴い、子どもの数が減少しています。

また、核家族化の進行、夫婦共働き家庭の増加、地域の連帯感の希薄化、子育て力の低下などにより、多くの親が子どもを生み育てることに不安や負担を感じています。

さらに、児童虐待や養育困難家庭の増加、子どもたちが遊びを通じてともに成長する機会の不足など、子どもが健やかに成長する上で様々な課題が生じています。

合計特殊出生率の推移

年	秋田市	秋田県	全国
H17	1.16	1.27	1.26
H18	1.19	1.34	1.32
H19	1.22	1.31	1.34
H20	1.25	1.32	1.37
H21	1.24	1.29	1.37

【目指すべき将来】

市民協働によって、子どもが笑顔で、安全に安心して健やかに育ち、子どもを生み育てることに、夢や誇りを持つことができるまちを目指します。

【対応】

社会全体で子どもをはぐくみ、親と子どもが確かな絆を持って育ちあえる環境づくりを進めるため、親子の心身の健康確保、地域の子育ての支援、次代の親の育成、ワーク・ライフ・バランス※42の推進、安全安心な生活環境の整備に取り組みます。

※ 40 社会福祉協議会

市内において様々な社会福祉事業を実施するとともに、市内に38ある地区社会福祉協議会と連携し、地域の支えあい・助けあいの意識を醸成するなど、地域福祉の推進役となっている民間団体。

※ 41 民生児童委員協議会

38地区の民生児童委員協議会からなる民生委員・児童委員の全市的な連絡協議会。福祉事務所などの関係行政機関と連携を密にしながら、各地域における組織的な福祉活動に取り組んでいる。

※ 42 ワーク・ライフ・バランス

性別や年齢にかかわらず、誰もが、仕事と家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスでくらすことができること。

3項 障がい者福祉の充実

「障がい者福祉は」

【現状分析】

障がい者の自立と社会参加を促進する環境が十分には整備されていないことから、障がい者はその活動を制限され、結果的に自立と社会参加を制約されることがあります。

障がい者は年々増加傾向にあるほか、重度化・重複化した障がいや、発達障がいなどの新たな障がいへの対応も求められています。

また、国においては、新たな障がい者福祉制度の制定に向けて見直しが行われています。

【目指すべき将来】

障がいの有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し相互に支えあうことができるまちを目指します。

【対応】

障がい者の社会参加の促進、保健・医療・福祉サービス基盤の整備、地域生活の充実に取り組めます。

また、国の障がい者福祉制度の改正に適切に対応しながら、障がい者の自立と社会参加を促進する環境づくりを進めます。

4項 高齢者福祉の充実

「高齢者福祉は」

【現状分析】

高齢化が進み、市民の5人に一人が65歳以上の高齢者となっており、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加しています。

国においては、高齢社会における対策として、高齢者福祉や介護・医療制度の見直しが行われています。

【目指すべき将来】

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って社会に参加し、安全で安心して暮らすことができるまちを目指します。

【対応】

高齢者の社会参加の促進、在宅サービスの充実、介護予防の推進、介護サービスの基盤整備に取り組めます。

また、国や県の今後の制度改正に適切に対応しながら、本格的な高齢社会の到来に向けた環境づくりを進めます。



3節 | 市民の主体的な活動の実現

1項 市民による地域づくりの推進

「地域の自治活動は」

【現状分析】

町内会や自治会などは、地域の自治活動の中心的役割を担っています。

しかしながら、コミュニティへの帰属意識の希薄化などにより、加入率の低下や担い手不足などの問題を抱え、共同体としての機能の維持、活動の強化に苦慮する団体もあります。

【目指すべき将来】

住民が積極的に地域づくりに参加し、地域課題の解決に主体的に取り組む社会を目指します。

【対応】

市と町内会などとの役割や責任を明確にし、実効ある自治活動を促進します。

2項 市民活動の促進

「市民活動は」

【現状分析】

NPO※²⁷やボランティアなどによる市民主体のまちづくり活動が広がりをを見せています。

また、こうした団体が町内会などと連携し、地域における公共サービスの新たな担い手として、地域づくり活動にも取り組んでいます。

【目指すべき将来】

市民やNPO※²⁷、ボランティア団体などと市が役割分担しながら、地域活動、地域づくりに取り組むことで、市民協働によるまちづくりの活性化を目指します。

【対応】

地域団体の活動や人材育成への支援により、さらに幅広い分野において市民活動を促進させるほか、市民活動のきっかけとなる各種講座の開催や情報提供、相談業務の充実、各団体間のネットワーク形成の支援、活動機会の提供などの環境づくりを進めます。



※ 27 NPO

Non Profit Organizationの略で、継続的・自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。